

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 生活習慣病医療連携推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課健康推進室健康増進係 電話番号：058-272-1111 (内 2552)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,475 千円 (前年度予算額：1,475 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|------------|-------|-------|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 1,475 | 737 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 738 |
| 要求額 | 1,475 | 737 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 738 |
| 決定額 | 1,475 | 737 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 738 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

岐阜県保健医療計画に示す5疾病のうち、がん、脳卒中、急性心筋梗塞に関して、疾病別に病態・病期、関係機関ごとに必要な保健医療福祉機能を明らかにし、地域における切れ目のない医療連携体制を構築することにより、生活習慣病の重症化予防を図る。

平成30年12月に「健康寿命の延伸を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(以下、「循環器病対策基本法」という。)が成立したことを踏まえ、循環器病対策の総合的な推進を図るため、循環器病対策のあり方に関する協議会を開催し、疾病による死亡や国民が介護を要する状態となる主要な原因である脳卒中や心臓病対策のあり方を検討する。

(2) 事業内容

ア 医療連携体制及び健康課題を協議するため循環器対策推進協議会及び部会(脳卒中・心臓病)の設置及び開催(協議会1回/年、部会各2回)

イ 圏域内の医療連携支援ネットワークの支援

- ・圏域毎に保健医療福祉関係者で構成する協議会を開催し、課題に対する方策や地域の特性に応じた医療連携体制について協議する。
- ・地域連携クリティカルパスの運用状況の情報収集

ウ 地域医療連携等に関する普及啓発

保健医療福祉関係者を対象とした地域連携の理解促進、連携パスの普及等に関する研修会、住民向けの講座、啓発媒体の作成等により事業の目的を果たすために必要な事項について啓発、普及を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

第7期岐阜県保健医療計画において、医療連携の促進を基本施策としており、県が負担することは妥当である。国庫補助 1/2。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額（千円） | 事業内容の詳細 |
|------|--------|-----------------|
| 報償費 | 782 | 講師報償費 |
| 旅費 | 239 | 講師・委員旅費、業務旅費 |
| 需用費 | 302 | 消耗品費、会議費、普及啓発媒体 |
| 役務費 | 72 | 通信運搬費 |
| 使用料 | 80 | 会場使用料 |
| 合計 | 1,475 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 第7期岐阜県保健医療計画
- ・ 第3次ヘルスプランぎふ21
- ・ 第3次岐阜県がん対策推進計画

(2) 国・他県の状況

- ・ 国は、循環器対策推進基本計画を令和2年に策定し、都道府県は各都道府県循環器対策推進計画を策定する。

(3) 事業主体及びその妥当性

循環器病対策基本法により、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画の策定し、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供を推進することとされている。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
生活習慣病4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病）に関して地域で切れ目のない保健医療福祉等のサービスを受けられるよう、各圏域において医療連携体制の構築を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 | 目標 | 達成率 |
|-----|-------|-------|------|------|------|-----|
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H) | % |

○指標を設定することができない場合の理由

地域連携クリティカルパスは連携のためのツールであり、連携体制の構築に関して、定量的な目標値は設定していない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
循環器対策推進協議会の開催（県）
医療連携会議の開催（圏域）
医療連携に関する普及啓発（県）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
循環器対策基本法に基づく循環器病対策推進計画の策定に向け、関係者との意見交換を行い、共通認識を得ることができた。また、全圏域で実施している地域の保健医療福祉の連携会議において、医療連携における課題の協議や情報共有を行うことができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 高齢化の進行に伴い、地域包括ケアシステムの構築が求められており、生活習慣病の重症化予防の観点において、広域的な調整役を県（保健所）が担う必要がある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 各圏域に協議会を設置していることから課題が明確となり、検討の過程を通して、医療機関にも医療連携の必要性が理解されてきているが、県全体の医療連携体制について評価する必要がある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | 岐阜県においては、圏域毎に健康課題、医療提供体制等に特徴があることから、各圏域の実情に応じた施策が必要であり、圏域単位で取り組むことが、効率的で成果が期待できる。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 循環器対策基本法に基づき、循環器病対策推進計画を策定するなど、予防、医療機関の整備、情報の収集・提供など取組を着実に推進する必要がある。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 第7期岐阜県保健医療計画、第3次ヘルスプランぎふ21計画及び第3次岐阜県がん対策推進計画においては、生活習慣病の重症化予防を目標としているため、今後も継続する。 |
|---|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|--|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など | 【○○課】 |
|--|-------|